札幌市スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例案 令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例

札幌市スポーツ交流施設条例(平成8年条例第60号)の一部を次のように 改正する。

(1) 別表 2 1 コミュニティドーム (1) 屋内グラウンドの表専用使用の項

Γ

中

20,000 円 30,000 円 24,000 円 36,000 円 32,000 円 48,000 円 24,000 円 36,000 円 56,000 円 84,000 円 56,000 円 84,000 円 80,000 円 120,000 円 10,000 円 15,000 円 12,000 円 18,000 円 16,000 円 24,000 円 12,000 円 18,000 円 42,000 円 28,000 円 28,000 円 42,000 円 60,000 円 40,000 円 75,000 円 112,500 円 90,000 円 135,000 円 120,000 円 180,000 円

22,100 円 33,100 円 26,500 円 39,700 円 35,300 円 52,900 円 39,700 円 26,500 円 61,800 円 92,700 円 61,800 円 92,700 円 88,200 円 132,400 円 11,000 円 16,500 円 13,200 円 19,900 円 17,600 円 26,500 円 13,200 円 19,900 円 46,300 円 30,900 円 30,900 円 46,300 円 44,100 円 66,200 円 82,700 円 124, 100 円 99,300 円 148,900 円 132,400 円 198,500円

を

に

90,000円	135,000 円
210,000円	315,000円
210,000円	315,000円
300,000円	450,000 円
225,000円	337, 500 円
270,000円	405,000 円
360,000円	540,000 円
270,000 円	405,000 円
630,000 円	945,000 円
630,000 円	945,000 円
900,000 円	1,350,000円

99, 300 円	148,900 円
231,600 円	347, 400 円
231,600 円	347, 400 円
330,900 円	496, 400 円
248, 200 円	372, 300 円
297, 800 円	446,700 円
397, 100 円	595,600円
297, 800 円	446,700円
694, 900 円	1,042,300円
694, 900 円	1,042,300円
992, 700 円	1,489,100円

改め、同表個人使用の項中

390 円

230 円

を 250円 140円

430 円

に改め、別表 2 1 コミュニテ

ィドーム (2) トレーニング室・ランニングコースの表中

Γ

390 円	
230 円	
130 円	
1,950円	
1,150円	
650 円	
1,800円	
2,200 円	
3,500円	

	250	円
	140	円
	2, 150	円
	1, 250	円
	700	円
を	2,000	円
	2, 400	円
	3, 900	円

に改め、別表 2 1 コミュニテ

		_		
	4,500 円		5,000円	
	5,700 円		6,300 円	
	7,700 円		8,500円	
	10,100 円		11,100円	
イ	ドーム (3)	附属施設	:の表中	
Γ		Γ -		
	450 円		500 円	
	450 円		500 円	
	450 円		500 円	
	850 円		940 円	
	2,200 円		2,400 円	
	2,600 円		2,900円	
	2,600 円		2,900円	
	2,600 円		2,900 円	
	5, 200 円	を	5,700円	に改め、別表 2 2 屋外施設の
	5,200 円	<u>«</u>	5,700円	(こ以め、別衣と と 産外胞散の
	7,800 円		8,600円	
	4,400 円		4,900 円	
	5, 200 円		5,700円	
	5,200 円		5,700円	
	5, 200 円		5,700円	
	10,400 円		11,500円	
	10,400 円		11,500円	
	15,600 円		17, 200 円	
		]		
	Γ			[
	1, 2	200 円		1,300円
	6	640 円		700 円

	35,000円	52,500円
	47,000円	70,500円
	300 円	
	150 円	
表中	210 円	
	1,500円	
	750 円	
	1,050円	
		3,000円
	10 平方メー	ートルにつき
		600 円

	57,900円	38,600円
	77,800円	51,800円
		330 円
		160 円
に		230 円
		1,650円
		800 円
		1,150円
	3,300円	
	トルにつき	10 平方メー
		660 円

改める。

(2) 別表3中「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。

附則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正規定は、公布の日から施行する。

を

2 改正後の別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後の札幌市スポーツ交流 施設条例第 3 条第 1 項の承認に係る使用料について適用し、同日前の同項の 承認に係る使用料については、なお従前の例による。

## (理由)

スポーツ交流施設の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定する等のため、本案を提出する。